

教育委員会制度の抜本的見直しについて

～ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の方向性～

1．教育委員会の目的及び任務の明確化

- ・ 教育委員会の目的及び任務（役割、責務）を明確にするため、教育委員会は国の定める大綱的基準や指針に従い、地域の教育に全責任を負う機関として、その役割を認識し、透明度を高め、学校と連携を密にし、危機管理に迅速に対応し、地域住民にきちんと説明責任を果たさなければならない旨を明確化する。

2．教育委員会と教育長との関係及びそれぞれの役割・権限の明確化

- ・ 教育委員会と教育長との関係、及び、教育委員会、教育長それぞれの役割、権限、責任を明確化する。
- ・ 教育委員会は、教育長はじめ事務局職員に優秀な人材を確保するとともに、その専門性を高め、その資質の向上を図るものとする。

3．教育委員について

- ・ 教育委員の職務、果たすべき役割を明確化する。
- ・ 教育委員の数を5（6）人に固定せず、都道府県、市町村の規模等を勘案し弾力化できるようにする。
- ・ 教育委員長を持ち回り互選を改めるため、教育委員長の役割を明確にし、真に委員長にふさわしい人物が一定期間委員長に選任されるようにする。
- ・ 教育委員会は毎年、教育委員一人一人の活動状況を公表することとする。
- ・ 教育委員に保護者である者が必ず含まれるようにする。

4．教育委員会の自己点検評価の実施と第三者評価の導入

- ・ 各教育委員会は毎年度自己点検評価を実施し、その結果を公開するものとする。
- ・ 都道府県、政令指定都市に非常勤の外部有識者等からなる教育委員会外部評価委員会を置くことなどにより、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会の第三者評価を実施する。
- ・ 都道府県教育委員会は、上記の教育委員会外部評価委員会の活用などにより、政令指定都市以外の域内の教育委員会の第三者評価を行う。

5．小規模市町村教育委員会について

- ・人口5万人以下の小規模市町村には原則として教育委員会の共同設置を求めるものとし、また、それ以外の市町村についても、市町村の判断により共同して教育委員会を設置することを妨げないこととし、広域的に事務を処理できるよう、教育委員会の統廃合を進める。

6．市町村教育委員会・学校への権限の委譲

- ・上記5の共同設置を進めつつ、県費負担教職員の人事については、各市町村教育委員会に一定の人事に関する権限を委譲することとする。この場合、都道府県教育委員会が、全県的な観点から人事に関し調整を行う制度を設けるよう留意する。
- ・都道府県教育委員会は、県費負担教職員の人事について、市町村教育委員会及び校長の意見をあらかじめ聞き、それに十分配慮しなければならないこととする。
- ・学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村教育委員会は、校長の意見具申を尊重することとする。

7．国と都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との関係

- ・教育委員会制度は、地方分権の考え方が基本であることは言うまでもない。ただし、各教育委員会などの事務処理が法令の規定違反、又は著しく適正を欠き教育本来の目的達成を阻害していると認めるときは、文部科学大臣は是正のための勧告を行い、なお改善がみられない場合には是正の指示を行うことができることとする。
- ・なお、文部科学大臣が都道府県・政令指定都市教育長の任命に関与することなど、国の責任を明確化する必要があるとの考えも示された。

8．国における学校、教育委員会の第三者評価機関について

- ・国が都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会の第三者評価を行う仕組みについては、学校評価の仕組みと合わせて、国の独立行政法人を活用することなどを含め、教育再生会議において引き続き検討する。